藤沢簡易裁判所に家庭裁判所出張所を併設し，整備を求める意見書

当市議会は，平成 27 年３月 19 日，藤沢簡易裁判所に家庭裁判所出張所を併設することを求める意見書を内閣総理大臣等に提出した。その後，平成 30 年３月 30 日，衆議院法務委員会において，中村最高裁判所事務総局総務局長から，「直ちに新設しなければならない状況にあるとは考えていないが，今後とも，人口動態，交通事情の変化，事件動向，ＩＴ技術の進展等の様々な観点を注視して，適正迅速な事件処理に支障がないようにしていきたい」との答弁があったものの，この答弁から３年半が経過している。

藤沢簡易裁判所管轄市町の人口の合計は令和２年では 118 万人を超えており，横浜家庭裁判所横須賀支部，相模原支部の各管内人口よりも多くなっている。藤沢簡易裁判所管内に法律事務所を持つ弁護士数も 100 人を超えており，いずれの数字からも，本市に家庭裁判所出張所があってしかるべきである。

また，今後，高齢者人口の増加が進み，家庭裁判所で取り扱う成年後見・保佐・補助事件の発生件数も引き続き増加することが見込まれる。横浜家庭裁判所本庁の事件件数のうち，藤沢簡易裁判所管内の件数は人口比からすれば多くの割合を占めていると考えられ，本地域が家庭裁判所を必要とする需要を多く抱えていることは明白である。

さらに，本市には中央児童相談所があり，当児童相談所の令和２年の児童虐待相談件数は横須賀市，相模原市の児童相談所を上回っており，虐待が疑われる児童の一時保護の司法審査の強化を求める社会の動きも強まっていることから，家庭裁判所がないことは社会のインフラとしても問題だと言わざるを得ない。

これらに鑑みても，藤沢簡易裁判所管内に家庭裁判所がないことは首都圏の司法過疎というべき事態であり，直ちに出張所を設置しなければならない状況にあると考える。

よって，政府及び最高裁判所におかれては，速やかに藤沢簡易裁判所に家庭裁判所出張所を併設し，家事受付・家事手続案内はもとより，調停・審判・成年後見等の事務処理を開始するため，人的物的体制の確保と十分な予算措置を講じるよう当市議会は強く要望する。

以上，地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和３年１０月７日

藤　沢　市　議　会

内閣総理大臣
財　務　大　臣
法　務　大　臣
最高裁判所長官
　あて